

新型コロナウイルス危機突破支援金 (健康・理美容サービス業等対応型) 申請受付要項

【受付期間】

令和2年7月10日(金)から令和2年9月30日(水)まで
※9月30日(水)消印有効となります。

【受付方法】

1 申請書の提出

申請書類を最寄りの産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)に提出してください。なお、郵送による提出の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

(提出先) 産業・雇用 総合サポートセンター (地域振興局 商工観光課)

佐久地域振興局 商工観光課 : 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 (電話 0267-63-3158)
上田地域振興局 商工観光課 : 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 (電話 0268-25-7185)
諏訪地域振興局 商工観光課 : 〒392-8601 諏訪市上川1丁目 1644-10 (電話 0266-53-6000)
上伊那地域振興局 商工観光課 : 〒396-8666 伊那市荒井 3497 (電話 0265-76-6829)
南信州地域振興局 商工観光課 : 〒395-0034 飯田市追手町2丁目 678 (電話 0265-53-0432)
木曾地域振興局 商工観光課 : 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 (電話 0264-25-2228)
松本地域振興局 商工観光課 : 〒390-0852 松本市大字島立 1020 (電話 0263-40-1932)
北アルプス地域振興局 商工観光課 : 〒398-8602 大町市大字大町 1058-2 (電話 0261-23-6523)
長野地域振興局 商工観光課 : 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (電話 026-234-9528)
北信地域振興局 商工観光課 : 〒383-8515 中野市大字壁田 955 (電話 0269-23-0219)

2 申請書類の入手方法

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

・長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html>

※ダウンロードができない場合は、地域振興局 商工観光課で配布しております。

【お問い合わせ先】

最寄りの産業・雇用 総合サポートセンター (地域振興局 商工観光課)

■支援金の申請に関すること「新型コロナウイルス危機突破支援金」受付担当

受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ) [電話番号は上記(提出先)参照]

長野県産業労働部

<長野県>

新型コロナウイルス危機突破支援金

(健康・理美容サービス業等対応型) 申請受付について

令和2年7月3日

I 支援金の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に対して、業種別ガイドラインによる感染防止策に取り組む長野県内の小規模事業者の皆様を支援するため、新型コロナウイルス危機突破支援金（以下「支援金」という。）を交付します。

この支援金の対象となる業種は、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業です。

2 交付額

1 事業者につき10万円[1回限り定額]

※県内に本社所在地がある小規模事業者（全体で5人以下の従業員）が対象となります。

※コロナ特別対応型持続化支援事業補助金、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策
応援補助金、観光関連サービス業等生産性向上支援補助金との併給は出来ません。

※本支援金は、所得税の課税対象になります。

II 交付対象者

新型コロナウイルス危機突破支援事業（健康・理美容サービス業等対応型）交付要綱に基づく、以下の要件を全て満たす事業者が対象です。

- ① 県内に本社所在地を有し、県内で事業を営む小規模事業者であること。
小規模事業者：常時使用する従業員の数が5人以下（全ての事業）です。
- ② 業務が、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業のいずれかに該当すること。
業種の分類：別紙1のとおりです。
- ③ 業種別ガイドラインに基づく、感染防止の取組を実施していること。

<業種別ガイドライン：詳細は別紙2のとおりとなります。>

理容業：理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国理容生活衛生同業組合連合会）

美容業：美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全日本美容業生活衛生同業組合連合会）

エステティック業：エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（特定NPO法人日本エステティック機構、一般社団法人日本エステティック振興協議会）

リラクゼーション業：リラクゼーションスペース（店舗）における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（一般社団法人日本リラクゼーション業協会）

ネイルサービス業：ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（NPO法人日本ネイリスト協会）

運転代行業：運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人全国運転代行協会）

療術業：新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人日本柔道整復師会）他

- ④ 県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。
- ⑦ 長野県が新型コロナウイルス感染症に関して、令和2年度中に事業者に対して補助している「コロナ特別対応型持続化支援事業補助金」、「飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金」、「観光関連サービス業等生産性向上支援補助金」について、支援金の申請時点で受給していないこと及び支援金の申請後も受給しないこと。

<コロナ特別対応型持続化支援事業補助金>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/jizokukahojyokin.html>

<飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/eigy/ouenhojokin.html>

Ⅲ 交付の要件

支援金の交付を受けるためには、業種別ガイドラインに基づいて感染防止に取り組んでいることが必要です。

なお、支援金の交付を受けた事業者は、感染防止の取組を実施している事業者として、事業者名、所在市町村、事業所名、業種及び事業所の所在市町村を公表します。

<業種別ガイドラインに基づく感染防止の取組（例）>

「新型コロナ対策推進宣言」を実施し、手指の消毒設備の設置やマスクの着用、施設の換気など感染予防対策を行っている。

<新型コロナ対策推進宣言>

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html

IV 申請手続き等

1 申請書類

別表に記載の申請書類（2部：原本1部、写し1部）を提出してください。
提出いただいた申請書類の返却はいたしません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。

※ 必要書類の提出が無い場合は、交付できません。

2 申請書類の入手方法

・長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html>

※ダウンロードができない場合は、地域振興局 商工観光課で配布しております。

3 申請期間と方法

(1) 申請期間

令和2年7月10日（金）から令和2年9月30日（水）まで

※9月30日（水）消印有効です。

(2) 申請方法

最寄りの産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）で受付します。なお、郵送による申請の場合は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で申請してください。

産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）

佐久地域振興局 商工観光課：〒385-8533 佐久市跡部 65-1（電話 0267-63-3158）
上田地域振興局 商工観光課：〒386-8555 上田市材木町 1-2-6（電話 0268-25-7185）
諏訪地域振興局 商工観光課：〒392-8601 諏訪市上川1丁目 1644-10（電話 0266-53-6000）
上伊那地域振興局 商工観光課：〒396-8666 伊那市荒井 3497（電話 0265-76-6829）
南信州地域振興局 商工観光課：〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 678（電話 0265-53-0432）
木曾地域振興局 商工観光課：〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1（電話 0264-25-2228）
松本地域振興局 商工観光課：〒390-0852 松本市大字島立 1020（電話 0263-40-1932）
北アルプス地域振興局 商工観光課：〒398-8602 大町市大字大町 1058-2（電話 0261-23-6523）
長野地域振興局 商工観光課：〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1（電話 026-234-9528）
北信地域振興局 商工観光課：〒383-8515 中野市大字壁田 955（電話 0269-23-0219）

(宛先) 最寄りの産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）
「新型コロナウイルス危機突破支援金」受付担当
※受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）
※郵送の場合、切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ず
ご記載ください。（送料は、申請者側でご負担をお願いします。）

4 支援金に関する問い合わせ先

申請に関するご質問は、最寄りの産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）にて、ご相談ください。

■支援金の申請に関すること「新型コロナウイルス危機突破支援金」受付担当
受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

5 支援金の交付

長野県において、申請書類を受付後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは支援金をお支払いします。なお、書類に不備がなく、支給要件に合致する場合は、受付から1か月を目途に交付します。

6 通知等

審査の結果、支援金の交付を決定したときは、交付金額及び支払予定日を記載した通知を発送します。配達状況によっては、通知が遅れる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、支払予定日にお支払いできない場合は、別途ご連絡します。

また、支援金が交付されない旨の決定をしたときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

V その他（注意事項）

- 1 交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）の規定に基づき、支援金の返還が生じる場合があります。
- 2 交付要件の該当性等を審査等するため、県が必要な情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることがあります。
- 3 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 4 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、事業の実態に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 5 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を行うことがあります。

業種	内容
理容業	主として頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業 【例】理容店、理髪店、バーバー、床屋 ※理容所を開設するには、保健所への届出が必要です。
美容業	主としてパーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業 【例】美容室、美容院、ビューティサロン ※美容所を開設するには、保健所への届出が必要です。
エステティック業	手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業 【例】エステティックサロン、美顔術業、美容脱毛業、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）
リラクゼーション業	手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業 ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業、手技を用いないでその業務を行う事業は対象外 【例】ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）
ネイルサービス業	化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業 【例】ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業
運転代行業	他人に代って自動車を運転する役務（サービス）を提供する営業であって、以下のいずれにも該当するもの ・主として、夜間において酔客に代って運転役務を提供するもの ・酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるもの ・常態として当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するもの ※運転代行業を行うには、公安委員会の認定が必要です。
療術業	●あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 【例】あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業 ※あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復施術所を開設又は出張業務を実施するには、保健所への届出が必要です。 ●その他の療術業 医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 ※ただし、本支援金の申請対象業種は、 <u>施術の際に顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に限ります。</u> 【例】カイロプラクティック療法業、リフレクソロジー、ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）

【参照】・総務省 日本標準産業分類（平成25年10月改定）分類項目名、説明及び内容例示

大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf

大分類 P 医療、福祉

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf

・長野県警察 自動車運転代行業について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/shinsei/koutsu/daiko/index.html>

業種別ガイドライン (抜粋)

業種	団体名	ガイドライン掲載URL
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	http://www.rivo.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/ilovepdf_merged.pdf
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	http://www.biyo.or.jp/news/pdf/biyo_guidline.pdf
エステティック業	(一社) 日本エステティック振興協議会 (特非) 日本エステティック機構等	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
リラクゼーション業	(一社) 日本リラクゼーション業協会	http://www.relaxation-net.jp/information/news/7573
ネイルサービス業	(特非) 日本ネイリスト協会	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
運転代行業	(公社) 全国運転代行協会	http://www.untendaikoukyoukai.or.jp/whats_new/3817/
療術業 (あん摩マッサージ指 圧・はり・きゅう)	(公社) 日本鍼灸師会	https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507_guideline.pdf
療術業 (柔道整復)	(公社) 日本柔道整復師会	https://www.sekkotsu-nagano.or.jp/news/2020/20200601_01.pdf

※長野県のホームページで業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに掲載されている主な取組事例を紹介しています。自業種のガイドラインがまだ策定されていない場合は、こちらを参考に対策を講じてください。

- 長野県HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについて」
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/gvouchubetsu_guideline.html

- 【参照】・内閣官房HP「新型コロナウイルス感染症対策」
<https://corona.go.jp/>
- ・各業界団体のWEBサイト

(別表)

申請書類について

申請書類と留意点(2部提出:原本1部、写し1部)

※必須書類の提出が無い場合は、交付の対象外となります。

(様式1) 新型コロナウイルス危機突破支援金交付申請書兼口座振込依頼書(必須)

- ・複数の事業所を有する事業者であっても、申請は1回のみとなります。
- ・振込先の口座名義は、申請者のお名前と同一の口座に限らせていただきます。
- ・法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。(個人事業主の場合は認印可)
- ・記載事項に漏れがないことを確認してください。(チェック☑があるか等を確認)
- ・誓約事項を裏面に印刷し、申請してください。

(様式2) 提出書類等確認表(必須)

- ・提出が必要な書類や感染防止の取組について確認し、チェック(☑)をしてください。

【添付書類】(必須) <以下の必要資料をA4サイズで添付してください>

<添付資料1> 対象事業者であることを確認できる書類

(以下のいずれか一つを提出してください)

法人・個人事業主: 法令に基づく許認可を受けていることを証明する書類(写し)

※ 理容業・美容業(保健所の検査確認済証)、運転代行業(公安委員会の認定証)、療術業(あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復)(保健所の開設届出済証明書)のみ

法人: 登記簿謄本(申請日以前の6月以内に発行されたもの、写し可)

※ 「目的」欄に対象業種が記載されていること

個人事業主: 個人事業の開業届出書(税務署)の控え又は事業開始申告書(県税事務所)(写し)

※ 「職業」欄や「事業の種類」欄等に対象業種が記載されていること

<添付資料2> 事業を行っていることが確認できる書類

(以下のいずれか一つを提出してください)

法人

① 直近の事業年度の法人事業概況説明書(確定申告書類)の控え(写し)

※ 対象業種の売上高が計上されていること

※ 業種の記載がない場合は、収支の内訳書(任意様式)等を添付すること

② 事業の取引等に関する書類(写し)(設立後1年未満の法人に限る)

※ 申請日より1年以内に発行されたもので、対象業種の取引等であることが分かること

個人事業主

① 前年の確定申告書第一表(申告書B)の控え(写し)

※ 対象業種の事業収入が計上されていること

※ 業種の記載がない場合は、収支の内訳書(任意様式)等を添付すること

② 事業の取引等に関する書類(写し)

(新規開業者で、令和2年1月以降に初めて事業収入が発生した事業者に限る)

※ 令和2年1月以降に発行されたもので、対象業種の取引等であることが分かること

<添付資料3> 支援金の振込先口座を確認する書類

支援金振込先の銀行口座等が分かる通帳等の写し(通帳を開いた1~2ページ目の写し)

※ 申請者のお名前と同一の口座に限らせていただきます

※ 金融機関名、支店名、口座名義(カナ)、口座番号が記載されている箇所の写しを添付すること

※提出していただいた個人情報等については、本事業以外には使用しません。

※全ての添付書類には、申請者の氏名を必ず記入してください。

※必ずボールペンで記入してください。(消えるボールペンは不可)